#### 竹原市公共事業等再評価実施要領

#### 第1目的

公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため,新たな再評価システムを導入する。再評価システムは,事業採択後一定期間を経過した後も未着工である事業 事業採択後既に長期間が経過している事業等の再評価を行い 事業の継続に当たり,必要に応じその見直しを行うほか,事業の継続が適当と認められない場合には,事業を休止又は中止することとするものである。

#### 第2 再評価の対象とする事業の範囲

対象とする事業は,工事を伴う事業のうち,国,県が費用の一部を補助し,又は負担する事業(以下,「補助事業等」という。)とする。ただし,維持・補修工事を除く。

#### 第3 再評価を実施する事業

再評価を実施する事業は,以下の事業とする。

1 事業採択後一定期間を経過した後も未着工の事業

この場合において、「事業採択」とは、「事業費が予算化された時点」、「一定期間」とは、「5年間」、「未着工の事業」とは、「用地買収手続きと工事のいずれにも着手していない事業」とする。なお、土地区画整理事業、ほ場整備事業等については、権利変換等が実施されている場合は、「未着工の事業」とはしないものとする。

### 2 事業採択後長期間が経過している事業

この場合において、「長期間が経過している事業」とは、「10年間を経過した時点で、一部供用されている事業を含め、継続中の事業」とする。ただし、港湾事業及び海岸(港湾)事業、土地改良事業及び地すべり防止事業のうち平成5年度以降に事業採択された事業、及び森林整備事業、治山事業、漁港漁村整備事業及び沿岸漁場整備開発事業(以下、「港湾事業等」という。)にあっては、「事業採択後又は再評価後、5年間を経過した時点で継続中の事業」とする。

#### 3 市長が特に必要があると認める事業

社会経済情勢の急激な変化等により,市長が特に必要があると認める事業については, 随時再評価を実施するものとする。

#### 4 留意事項

事業費又は着工準備費が予算化された後,都市計画の決定若しくは変更が行われた事業については,「事業採択」の定義の「事業費が予算化された時点」を「都市計画の決定若しくは変更が行われた時点」に読み替えることができるものとする。

#### 第4 再評価の実施及び結果等の公表

再評価の実施フロ 図を別紙 1のとおりとする。

- 1 再評価の実施手続
  - (1) 再評価の実施主体は,竹原市とする。
  - (2) 再評価の実施時期は以下のとおりとする。
    - ア 事業採択後一定期間を経過した後も未着工の事業にあっては,事業採択後5年目の年度末までに実施する。
    - イ 事業採択後長期間が経過している事業にあっては,事業採択後10年目の年度末までに実施する。ただし,港湾事業等にあっては,事業採択後又は再評価後,5年目の年度末までに実施する。なお,漁港漁村整備事業のうち漁港修築事業及び漁港改修事業にあっては,漁港整備計画の変更時の年度末までに実施する。
    - ウ 市長が再評価の必要性を認めた場合にあっては 随時当該年度末までに実施する。
  - (3) 対応方針(案)の作成

市長は,再評価に係る資料作成を行い,事業の継続,休止又は中止の方針(以下,「対応方針」という。)(案)を作成する。

(4) 対応方針の決定等

市長は,対応方針(案)に対して,竹原市事業評価監視委員会の意見を聴き,その意見を尊重し,当該事業の対応方針を決定する。その後,必要な場合は,国庫補助金交付等に係る要求を行うものとする。

2 評価結果,対応方針の公表

市長は,評価の結果,対応方針等を結論に至った経緯,再評価の根拠等とともに公表する。

#### 第 5 竹原市事業評価監視委員会

1 委員会の設置

市長は,再評価の実施に当たり第三者の意見を求める諮問機関として,学識経験者等から構成される竹原市事業評価監視委員会(以下,「委員会」という。)を設置するものとする。

2 委員会における審議対象事業

委員会の事務局は,再評価を実施する事業の一覧表を作成し,委員会に提出するものとする。委員会においては,再評価を実施する事業の中から,各事業を取りまく社会状況等を勘案して,審議するものとする。

3 委員会の役割

委員会は,当該事業に関して市長が作成した対応方針(案)に対して審議を行い,不適切な点又は改善すべき点があると認めたときは,意見を述べるものとする。

#### 4 委員会における審議方法

審議方法は,委員会が決定する。その際,審議過程の透明性を確保するとともに,事業の特性や技術的判断等が反映可能な運営となるよう配慮するものとする。

#### 第6 評価の方法

各事業ごとに再評価を行う際に整理すべき指標,対応方針を決定する際の判断基準等(以下,「評価手法」という。)については,国及び県の策定する評価手法を採用するものとする。

#### 1 評価の視点

評価を行う際の視点は,次のとおりとする。

- (1) 事業の進捗状況
- (2) 事業を巡る社会経済情勢等の変化
- (3) 事業採択時の費用対効果分析の要因の変化
- (4) コスト縮減や代替案の立案等の可能性

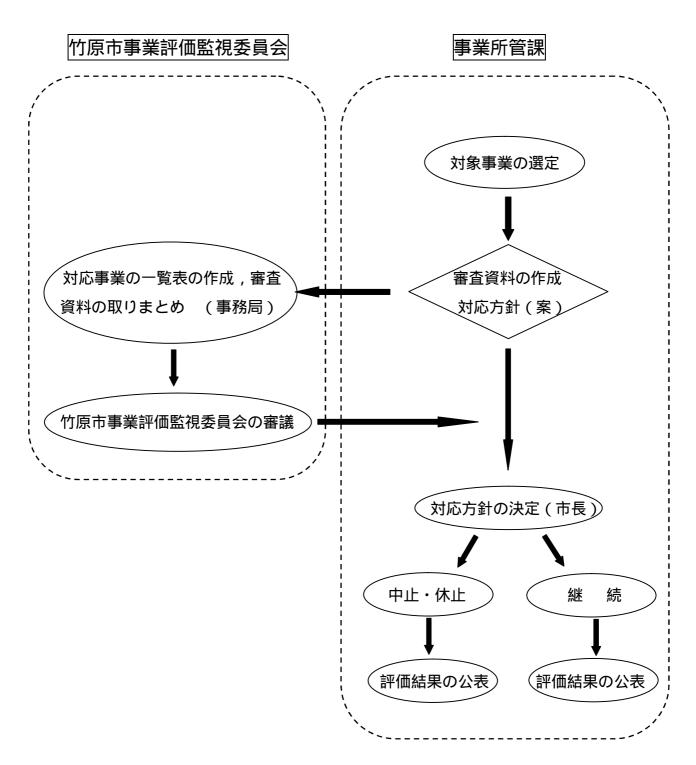
#### 2 事業の状況に応じた評価手法の設定

再評価を行うに当たって,市長が事業の進捗状況,社会経済情勢等から判断し,チェックリスト等による評価手法又は詳細な評価手法を設定するものとする。なお,チェックリスト等の評価手法による再評価により要因の変化等が認められた場合には,詳細な評価手法による再評価を実施するものとする。フローイメージは,別紙 2のとおりとする。

### 第7 施行期日

平成14年6月1日

# 再評価の実施フロー図



# 事業の状況に応じた評価方法について(フローイメージ)

